

5 たい肥施用と施肥に当たっての留意点

(1) たい肥施用の原則

- ① たい肥の肥効は一般的には緩効的であるため、基肥に化学肥料を施用した方が初期生育が確保される。従って、たい肥の施用量は基肥窒素が施肥出来る量を上限とする。
- ② 作物は種類によって養分の吸収量や吸収時期に違いがあり、たい肥の養分放出特性に留意して施用する（養分吸収パターンには大きく分けて①連続吸収タイプと②山型吸収タイプがあり、一般に即効的な鶏ふんたい肥は、山型吸収タイプの作物に適し、連続吸収タイプの作物には養分放出が遅い牛ふんたい肥等が適するとされている）。
- ③ 施肥量は作物の感受性が高い窒素を主体に決定するが、たい肥の成分は多様であり、他のリン酸・カリに過不足が生じる。大きな過剰（例えば基準の倍以上）でなければ窒素に合わせた施肥でよいが、不足が生じる場合調整が必要である。
- ④ たい肥の施用量は、土壤診断結果を考慮して決定する。特に施設（ハウス等）では留意が必要である。

施肥基準どおりたい肥を施用し、カリが過剰となる場合には、カリに合わせた施用量とし、それをもとに窒素、リン酸の施肥量を決める。

リン酸については必要量を超えていても通常は調整しなくても良いが、土壤診断でリン酸の値が基準を大幅に上回る (200mg/100g) 園場で、化学肥料で調整ができないときはたい肥の施用量を減らすことも考慮する。

- ⑤ 耐候性ハウスで塩類の集積が懸念される場合は、EC等でチェックしながら、たい肥の施用についても留意する。

⑥ 過剰施用による弊害

たい肥は適正に施用すると多くの効果が期待できるが、過剰に連用していくと弊害もある。

成分の偏ったたい肥を多量に連用すると養分が過剰となったり、特定の養分が蓄積して、作物に悪影響を与える場合がある。

また、ハウスなどで多量の有機物がある状態で、過乾燥状態になると土壤粒子に有機物が張り付き撥水性が生じ、灌水に支障をきたす場合がある。

(2) 作物別たい肥施用上の留意点

たい肥施用量は原則として1作当たりの施用量としている。

- ・水 稲：植え付け10～15日前までに全面散布し耕起する。湿田には完熟したものを施用する。
- ・施設野菜類：完熟したものを定植15～20日前までに施用する。
改良陽熱消毒を実施する場合はそのマニュアルに従う。
- ・露地野菜類：播種または定植の10～20日前までに完熟したものを全面施用し耕起する。